

iD取扱いに関する特約

第1条 (目的及び適用関係)

1. 本特約は、次条に定めるiDカード等による信用販売(以下、「iD信用販売」という)に関して、次条に定める加盟店契約を基本契約とし、当該加盟店契約の定めと異なる事項を定めるものである。
2. 加盟店は、iD信用販売を取り扱うにあたり、加盟店が遵守すべき事項及び講じるべき措置等について、加盟店契約及び本特約に従うものとし、加盟店契約と本特約と異なる定めについては、本特約が優先して適用され、本特約に定めのない事項については、加盟店契約と本特約とで使用される用語の違いにかかわらず、加盟店契約が適用又は準用されることを承諾するものとする。

第2条 (定義)

1. 「iD」とは、株式会社NTTドコモ(以下、「ドコモ」という)並びにドコモが現在及び将来において提携する会社、組織その他の事業者(以下、「提携事業者」)等が運営する、非接触ICが搭載されたiDカード等を用いて、iD会員が予め決済手段として指定する、ドコモからライセンスを受けた会社又は組織(以下、「カード発行会社」という)所定のクレジットカードその他の決済手段(以下、「指定カード」という)による決済を行うシステムをいう。
2. 「iDカード等」とは、カード発行会社がiD会員に貸与するカード発行会社所定規格のカード媒体その他の形状の媒体で、iDの利用を可能とする機能を有するもの(以下、「カード型iD」という)又はiD会員が保有する、カード発行会社所定規格の携帯電話その他の携帯型端末(スマートフォン等を含む)で、カード発行会社所定の手続を行うことにより、iDの利用を可能とする機能を有することになったもの(以下、「モバイル型iD」という)をいう。
3. 「iD会員」とは、カード型iD又はモバイル型iDを正当に所持する者をいう。
4. 「iD端末機」とは、iD信用販売を行うための加盟店設置端末であって、iDカード等の非接触IC内の情報を読み取り、取扱金額、取扱いの可否等を表示する機能を有する当社所定のリーダーライターが接続又は内蔵された機器をいう。
5. 「加盟店契約」とは、加盟店と当社間で締結する、加盟店の店頭でのクレジットカード等による信用販売の取扱いに関して定める加盟店契約であって、加盟店がiD信用販売を行うにあたっての基本となる契約をいう。

第3条 (iD信用販売を行う店舗・施設)

1. 加盟店は、当社よりiDカード等の利用又は販売促進に係る展示物設置の要請を受けた場合は、これに協力するものとする。
2. 加盟店は、当社、ドコモ、提携事業者又はそれらの委託先が、iDに関する利用促進、広告宣伝、周知活動及び問合せ対応等のために、iD加盟店の名称、所在地、標章、店舗名称・所在地、連絡先電話番号、業種等に関する情報又はiD端末機の設置・撤去に関する情報を利用(カタログ、パンフレット、ホームページ等の媒体への掲載を含むが、これらに限らない)することを、あらかじめ承諾するものとする。

第4条 (iD信用販売の種類)

加盟店が取扱うことができるiD信用販売の種類は、1回払いのみとし、その決済通貨は日本円のみとする。

第5条 (iD信用販売の制限)

1. iDカード等による1回あたりの信用販売限度額(税金、送料等を含むものとし、以下、「限度額」という)は、カード発行会社所定の会員規約に定める金額とする。また、当社又はカード発行会社が限度額を別途定めた場合には、当該限度額が適用されるものとする。
2. 当社は、必要と認めた商品等(特定商品等)については、個別に限度額を定めることができるものとする。また、加盟店は、当社から限度額及び特定商品等の変更の通知があった場合はそれに従うものとする。
3. 加盟店は、複数回又は継続的に商品等の引渡し又は提供を行う形態の取引に関して、iD信用販売を行ってはならないものとする。

第6条 (iD信用販売の方法)

1. 加盟店は、iD会員からiDカード等の提示によるiD信用販売を求められた場合、加盟店契約に従い、提示されたiDカード等の有効性及びiDカード等の提示者とiDカード等の名義人と同一性の確認を行うとともに、次の各号に掲げる事項に従い、iD信用販売を行うものとする。
(1) iD端末機の使用規約の定めるところに従い、全てのiD信用販売について、必要なiD端末機上の手続を履行しなければならないものとする。
(2) iD端末機を使用し、iDカード等に記録された所定の情報(以下、「カード情報」という)を読み出した上、当該カード情報が所定のフォーマットを満たしていることを確認するものとする。
(3) オンライン処理(iD信用販売を行うにあたりカード発行会社による利用承認を求めるとをいう。以下同じ)を行う場合であって、iD端末機上で暗証番号の入力が要求されたときには、次のいずれかの方法によりiD会員の本人認証を行い、所定のカード情報及び取引希望金額その他の所定の情報を、当社を通じてカード発行会社に通知することにより、カード発行会社による利用承認を求めるとする。

①iD端末機上でiD会員に所定の方法により暗証番号を入力させる方法

②当社指定の仕様を満たしたiD端末機を使用している場合に限り、iD会員にモバイル型iD上の認証機能(当社指定のものに限る)を使用させ、当該機能により適切に認証がされたことを確認する方法

(4)故障や通信障害等によりiD端末機が使用できない場合及び前号の確認、本人認証又は承認が得られない場合には、iD信用販売を行わないものとする。この場合、加盟店がiD信用販売を行うことができなかったことにつき当社は加盟店に対して一切責任を負わないことを、加盟店はあらかじめ承諾するものとする。

2. 加盟店は、iD会員から提示されたiDカード等の指定カードがクレジットカードである場合は、前項に定める全ての手続に加え、次の各号に定める全ての手続を履行し、iD信用販売を行うものとする。

(1)当社が定めるところに従って1日1回以上、iD端末機に直近の取引拒絶情報をダウンロードしたうえで(ダウンロードした直近の取引拒絶情報を以下、「取得取引拒絶情報」という)、次の確認及び手続を行うものとする。

①カード情報が取得取引拒絶情報に該当しないこと及びカード情報のうち有効期限が期限内であることを確認するものとする。なお、いずれか一方でも確認できなかった場合にはiD信用販売を行わないものとする。

②カード情報が取得取引拒絶情報に該当した場合は、所定の方法に従ってiDカード等に取引拒絶情報に該当した旨のデータを書き込むものとする。

③第4号に従いオンライン処理を行った場合を除き、所定の方法に従って、iD信用販売の金額その他の所定の情報を、iDカード等に記録するものとする。

(2)カード情報のうち、毎月所定の日から翌月の所定の日までの期間(以下、「所定月次期間」という)におけるオンライン取引(オンライン処理を経ないで行われる本決済システムによる信用販売をいう。以下同じ)の履歴に係る所定の情報(以下、「月間取引履歴」という)を確認し、所定月次期間内において当該iDカード等を利用したiD信用販売(指定カードがクレジットカードであるものに限る)が初めてであった場合、所定の方法により、当該所定月次期間以外の期間における月間取引履歴をクリアするものとする。

(3)次の各号に関する事項を、全て確認するものとする。

①カード情報のうち、「オフライン利用限度額」(オフライン取引で処理可能な1回あたりの利用限度額をいう。以下同じ)を確認し、取引希望金額が「オフライン利用限度額」を超過しないこと。

②カード情報のうち、「当日オフライン取引限度回数」(オフライン取引の1日あたり最大利用回数をいう。以下同じ)、「当日オフライン取引限度額」(オフライン取引の1日あたり最大利用可能金額をいう。以下同じ)及び当日におけるオフライン取引の履歴に係る所定の情報(「当日オフライン取引回数」、「当日オフライン取引額」という)を確認し、「当日オフライン取引回数」に1を足した回数及び「当日オフライン取引額」に取引希望金額を加えた金額が、「当日オフライン取引限度回数」、「当日オフライン取引限度額」を超過しないこと。

③カード情報のうち、「当月オフライン取引限度額」(当月のオフライン取引の最大利用金額をいう。以下同じ)及び「当月オフライン取引額」を確認し、「当月オフライン取引額」に取引希望金額を加えた金額が、「当月オフライン取引限度額」を超過しないこと。

(4)前号の確認の結果、当該所定の金額又は回数等が超過している場合には、前項に基づきオンライン処理を行うものとする。
4. 加盟店は、立替金の請求にあたっては、原則として、iD信用販売を行った日のうちに日計処理を行い、売上データ及び集計データを当社に送信しなければならないものとする。
4. 加盟店は、売上票の控え(加盟店控え)を、自らの責任において7年間保管するものとする。

第7条 (その他遵守事項)

1. 加盟店は、当社から要請があった場合、次の各号に定める調査等に、対象となるiDカード等の種類及び性質に照らし、可能な範囲で協力するものとする。

(1) iDカード等及びそのカード発行会社の確認

(2) iDカード等から認識されるiD会員に関する情報(契約名義人、契約番号等)の確認

(3) iDカード等の提示者とiDカード等から認識されるiD会員との同一性の確認

(4) iDカード等の回収

(5) ドコモが必要と判断した場合のドコモが指定する者による立入検査の受入

2. 加盟店は、アクセス鍵(iD端末機によってiDカード等に記録されたデータを読み込み、又はiDカード等にデータを書き込むために必要な鍵情報)をいう。以下同じ)を含む当社、カード発行会社及びドコモの営業上の機密(以下、「機密情報」という)を第三者に漏洩、滅失又は毀損してはならないものとし、加盟店契約に定める取引情報と同様に管理し、また、取り扱うものとする。

第8条 (不適当なiD信用販売への対応)

1. 加盟店は、iD会員、関係庁庁その他の行政機関等から、iD信用販売の内容が、公序良俗違反の取引である旨、又は法律上禁止された商品等の提供である旨等、不適当な内容である旨の指摘・指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。

2. 加盟店は、加盟店契約に定める事由のほか、次の各号のいずれかの事象が発生した場合は、iDカード等の提示者に対するiD信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するとともに、当該iDカード等を回収、保管する等、当社が求める措置を講ずるものとする。

(1) iD端末機を使用した認証により、提示されたiDカード等の取扱いが拒絶されたとき

(2) 提示されたiDカード等に関して、当該iDカード等から認識されるiD会員に関する情報(ただし、当該iDカード等の種類及び性質に照らし認識可能な情報に限る)又は当社から提供を受ける情報と、当該iDカード等の提示者から提供を受け又は認識される情報とが、整合しないとき

(3) 同一人から異なる名義のiDカード等が提示されたとき、一度に大量の客が来店し多数のiDカード等が提示されたとき、又は当該iD加盟店の日常の取引から判断して著しく大量又は高価な商品等の信用販売につきiDカード等が提示されたとき

(4) 当社があらかじめ通知等した偽造、変造等に関する情報から特定されるiDカード等が提示又は使用されたとき

第9条 (立替金の返還等)

1. 加盟店契約に定める事由のほか、加盟店が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店からの請求に対する立替金の支払を拒絶することができるが、当社が当該立替金を支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、加盟店に対して次回以降に支払う立替金総額から当該立替金を差引くことにより返還するものとする。

(1) 加盟店契約又は本特約に違反してiD信用販売を行ったとき

(2) iD信用販売を行った日から61日以上経過して立替金請求がなされたとき

(3) iD会員と加盟店間で生じた紛議がiD信用販売日に対応する締切日より60日を経過しても解消しないとき

(4) iD信用販売が、行政機関もしくはこれに準じた組織・団体の推奨するセキュリティ水準、又は国際的な標準的なセキュリティ水準に適合しない方法で行われた場合であって、当該iD信用販売にかかるiDカード等の利用代金について、iD会員が不正取引であることを主張して、カード発行会社に対する支払いを拒絶する等、iD会員からの代金回収が困難又は不能となったとき

(5) 他の者の債権を取得して、又は他の者に代わって当社に立替金の請求をしたとき

2. 加盟店契約に定める事由のほか、加盟店から立替金の請求を受けた売上債権について、前項各号(第3号を除く)のいずれかに該当する疑義がある場合、加盟店は、当該売上債権の正当性を証明できる資料を提出する等当社の調査に協力するものとする。また、その調査が完了するまで、当社は加盟店に対する当該売上代金の支払を留保できるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、加盟店は、当該売上代金について前号に従い処理されても異議を唱えないものとする。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

3. 加盟店は、本特約に違反してiD信用販売を行った場合、これにより当社、カード発行会社、ドコモ又はiD会員に生じた損害を賠償するものとする。

第10条 (契約の解除)

1. 加盟店契約に定める事由のほか、加盟店が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本特約を解除できるものとする。

(1) 加盟店契約又は本特約に違反してiD信用販売を行ったとき

(2) 前条に違反して立替金の返還に応じなかったとき

(3) 架空売上に基づき立替金の請求、その他加盟店が不正な行為を行ったと当社が判断したとき

(4) 他の者の債権を取得して、又は他の者に代って当社に立替金の請求をしたとき

(5) 加盟店契約その他本特約以外の加盟店・当社間で締結する契約のいずれか一つでも解除されたとき

2. 当社は社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社都合等により、iDの取扱いを終了することがあり、この場合、当社は加盟店に対し事前に通知することにより、本特約を終了させることができるものとする。
3. 前二項による本特約の終了により、加盟店に損害(逸失利益、機会損失を含む)が生じた場合でも、当社は一切の責を負わないものとする。

4. 加盟店は、第1項又は加盟店契約に基づき本特約が終了した場合には、加盟店契約に定める事由のほか、iD端末機について、アクセス鍵、取引拒絶情報等のiD端末機上のデータを無効化するものとし、また、iD端末機の使用規約及びその取扱いに関する規定の定めるところに従い、所定の手続を行うものとする。